

京都市交通局管理規程第18号

京都市交通局事業所規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

京都市交通局事業所規程の一部を改正する規程

京都市交通局事業所規程の一部を次のように改正する。

第1条中「第2項及び第3項」を「第3項及び第4項」に改める。

第20条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 営業所及び出張所にお客様サービス推進員を置くことがある。

第22条第1項中「所長及び係長」を「所長、お客様サービス推進員及び係長」に改める。

第24条を次のように改める。

(代理)

第24条 所長に事故があるときは、副所長がその職務を代理し、お客様サービス推進員及び副所長に事故があるときは、主管事務につき、所長補佐、担当所長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

第33条第1項中「所長及び区長」を「所長、区長及び接客向上係長」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 運輸事務所にお客様サービス推進員を置くことがある。

第34条第1項中「所長及び区長」を「所長、お客様サービス推進員、係長及び区長」に改める。

第36条を次のように改める。

(代理)

第36条 所長及びお客様サービス推進員に事故があるときは、主管事務につき、所長補佐、担当所長補佐、区長、係長又は担当係長がその職務を代理する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)